【資料２－１】

公立大学法人新潟県立大学の中期目標期間終了時見込業務実績評価（中間評価）実施要領の改正（案）について

１　改正理由

第３期中期計画（R3～R8）において、これまでに実施した指標の見直し（R2）及び評価指標の追加（R5）に基づき、評価項目及び評価基準を改正する。

※　中間評価は中期目標期間ごとに１回（６年に１回）のみの実施であるため、本実施要領は中期計画等の変更に合わせて随時改正せず、中間評価の実施前（第３期中期目標期間の中間評価は R7 に実施）に前中期目標期間の中間評価以降に行った中期計画等の変更内容を一括で反映するもの。

２　改正内容

⑴ 評価項目（表１、表２－１）

地方独立行政法人法の改正を受け、令和５年度に評価指標を追加したことに伴い、小項目別評価における「事業単位評価」を評価指標ごとに評価を行う「評価指標単位評価」に変更し、数値目標に対する「指標単位評価」を「数値指標単位評価」に名称を変更する。

⑵ 評価基準（表２－２）

①　卒業時の英語能力

令和２年度の第３期中期計画策定時に、指標を TOEIC スコアから UNP Level に変更したことに伴い、評価基準（評価の目安）を変更する。（年度評価実施要領（廃止済）において令和４年度に策定したものと同内容）

②　国家資格の取得率（管理栄養士の合格率）

令和５年度の年度評価廃止に伴い、目標値を平均値 97.5%に変更したため、表２－１の評価基準で評価することとし、表２－２から削除する。

③　国の大学教育改革の関する支援プログラム採択数

令和２年度の第３期中期計画策定時に、指標による評価が難しいことから指標を廃止し、事業評価の対象に変更したことに伴い、表２－２から削除する。

３　新旧対照表及び改正後の要領（案）

資料２－２及び資料２－３のとおり